

2015年度 安全報告書

本報告書は航空法第111条の6並びにこれに基づく航空法施行規則第221条の5及び第221条の6に基づいて作成しました。

九州航空株式会社
(2015年8月~2016年7月)

1. 輸送の安全を確保するための事業の運営の基本的な方針に関する事項

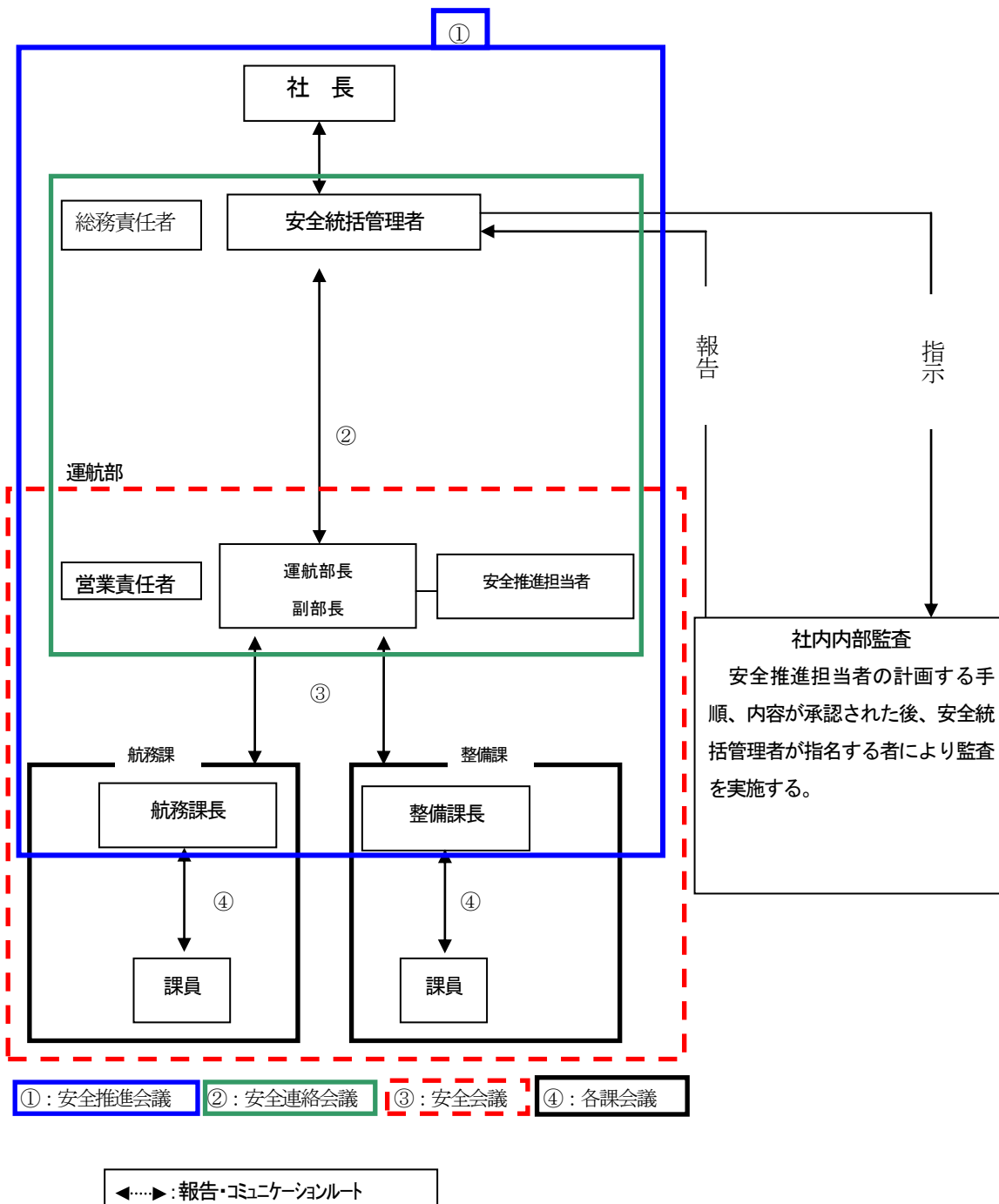
【安全の確保は航空事業にとっては至上命題である】

これを念頭において当社はすべての事業活動において諸規程の遵守と安全を最優先致します。

2. 輸送の安全を確保するための事業の実施及びその管理の体制に関する事項

2-1 安全確保に関する組織及び人員に関する情報

(1) 安全組織 (平成 28 年 9 月改定)



(2) 組織の機能及び役割（平成28年9月改定）

- 全体会議
社長、安全統括管理者（専務）、各事業部長が本社にて年に2回（7月 12月）報告会を実施する。
- 安全統括管理者
安全管理体制の継続的な改善を推進し、安全推進への監視を行なう。
- 安全推進会議
社長又は安全統括管理者 総務責任者 運航部長 運航副部長 安全推進担当者 航務課長 整備課長にて年に2回（7月 12月）、安全に係わるリスク管理に基づく安全施策・安全投資の決定やその後の当該施策・投資の妥当性評価、内部監査の結果等安全管理に関する調査及び審議を行う。
- 安全連絡会議
社長又は安全統括管理者、運航部長にて、月に2回各部門の状況及び計画を話し合い、安全及び運営に関する問題点を討議し解決を図る。その会議において月のうち1回は、総務責任者、安全推進担当者も参加し実施する。
- 安全会議
運航部内に於いて、航空事業に関して当該業務を安全に遂行する為に、航空事故及び地上事故等の事故防止対策を積極的に推進し、社員（営業責任者も含む）に対する安全意識の高揚を図る。
- 各課会議
安全推進を目的とし現場作業において当該業務を安全に遂行する為に、現場にて発生した事象や通達事項等の周知を行い、安全意識の意識の高揚を図る。
- 安全推進担当者
安全推進担当者は、安全管理体制が有効であり、かつ妥当性があるかをモニターし、安全統括管理者へ安全管理体制の改善等の必要な事項について助言する。また、安全に関する事項について、社外（監督庁を含む）との窓口業務を行い、事故・インシデント生起時の社内体制の発動された場合、その事務局を設置する。組織内への安全情報の提供や、安全教育などの啓蒙活動を行なう。
「社内内部監査の計画及び実施要領」を作成し、安全統括管理者及び運航部長、運航副部長に対し、その結果及び是正処置の実施状況を報告する。
- 安全監査（内部監査）
内部監査は、年1回行なわれる年末年始航空安全総点検に併せ、安全統括管理者の指名する者が、指定された手順及び内容に従い実施し、安全に係る業務の基準や手順が法令、規程類に適合し、文書化されているか、またその基準や手順通りに業務が実施されているか、業務プロセスが機能しているか、及び必要な記録がとられているか等を確認する。また、整備業務の内部監査に関しては、整備規程に定めたとおりとし、加えて整備規程にて網羅されていない部分は安全管理規程に従い内部監査を実施する。
- 運航部
航務課：運航系及び運航管理系の2係で運航業務の遂行に努めている。
整備課：整備系及び整備管理系の2係で整備業務の遂行に努めている。

- (3) 組織の人員数
- | | |
|-----|----|
| 航務課 | 8名 |
| 整備課 | 6名 |
- (4) 航空機乗組員及び整備従事者の数
- | | |
|--------|----|
| 航空機乗組員 | 6名 |
| 整備従事者 | 6名 |
- (5) 運航管理者の数及び有資格整備士の数
- | | |
|---------|-----|
| 運航管理従事者 | 10名 |
| 有資格整備士 | 6名 |

2-2 運航の支援体制

(1) 航空機乗組員、整備従事者、運航管理従事者の定期訓練及び審査の内容

国土交通省航空局で定めた「運航規程審査要領：空航第58号」、「整備規程審査要領：空機73号」及び「航空運送事業及び航空機使用事業の許可及び事業計画変更の許可審査要領（安全関係）：空機第68号及び71号」に基づいて実施しています。

これらの規程については国土交通省航空局ホームページを参照してください。

(2) 日常運航における問題点の把握と共有及び現場へのフィードバック体制

[ブリーフィング及び安全会議]

毎日、朝のブリーフィング時に当日の注意確認事項の徹底、夕方のブリーフィング時に実施結果報告確認を行い、また、月1回の安全会議においても報告・討議により運航状況全般の把握に努めこの結果を関係機関に通報致します。

[ヒヤリハット報告]

各人が匿名でいつでも報告出来るような環境を作って、この内容を安全会議で周知しています。

(3) 安全に関する社内啓発活動等の取組み

- 安全会議等の遂行
- 月間目標の設定及び評価（毎月）
- 安全調査
- 飛行場内救難消防訓練の実施
- 緊急事態模擬訓練の実施
- 年末年始安全総点検の実施
- 各安全セミナー等の参加

2-3 保有航空機に関する情報

機 種	機数	座席数	平均年間 飛行時間	導入時期	平均 機齢
セスナ式172型	2機	4席	306時間	1988年	22年
ベル式206型	1機	5席	309時間	1998年	17年

3. 航空法第111条の4に基づく報告に関する事項

2015年度においては、航空事故、重大インシデント、安全上トラブルとも航空機の正常な運航に安全上の支障を及ぼす事態の発生はありませんでした。

4. 安全を確保するために講じた措置、講じようとした措置に関する事項

4-1 安全を確保するために講じた措置、講じようとした措置

- (1) 航空法第111条の4に基づく報告事項の発生防止のために講じた措置及び講じようとした措置はありませんでした。
- (2) 事業改善命令、厳重注意その他文書による行政処分を受けた場合に講じた措置及び講じようとした措置はありませんでした。
- (3) 上記(1)(2)以外に安全性向上のために講じた措置および講じようとした措置はありませんでした。

4-2 安全に関する目標達成度、安全取組みの実施状況、トラブル発生状況を踏まえた2015年度における輸送安全の状況に関する総括評価

2015年度においては「基本操作・基本動作の徹底」という目標のもと、具体的な細目を含む各月安全目標を設定し活動・分析し、また毎月の安全調査で定期的に(不具合事項の有無等を)確認する等、信用・信頼される安全で安心できる運航体制を目指し安全推進活動を行なった結果、事故及び重大な事象の発生も無く安全を確保する事が出来ました。

結論として、2015年度において輸送の安全上に対するトラブルの発生はなく、安全総点検においても不具合事項はありませんでした。

4-3 2016年度の全社的安全目標、各部門の具体的な取り組み目標等

- (1) 2016年度は「ヒューマンエラーに起因する不具合発生の防止」を目標とする。
- (2) 年間目標に沿った具体的な行動目標を各課毎に四半期毎月定め、評価をする。
- (3) 安全会議で、「ヒヤリ・ハット報告」、「かもしれない報告」の討議を行い安全意識を高めていく。

以上